



2020年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑧

職務手当の30日ルールは削除！ 他の要求は全て通らず！

労働協約改訂、改訂新人事・賃金制度第8回団交で会社回答

本部は9月11日、労働協約改訂・労働条件改善ならびに、改訂新人事・賃金制度に関する第8回団体交渉を開催しました。この間7回の団体交渉を踏まえた回答が示されました。

職務手当の支給をめぐり、「傷病等により30日以上引き続いてその職に従事しない場合」は支給の対象外でしたが、これを削除し、職名に応じて支給される（賃金規程第105条の20第4項の削除）という回答がされました。本部は「要求が通ったということで良いか」と質問したところ、会社は「まあ、そうです」と渋々ながらも認めました。しかし、他の項目においては、私たちの要求は一切受け付けませんでした。本部団交委員は持ち帰り検討を表明しました。

以下、回答項目です。

1. 在宅勤務の規定化
2. フレックスタイム制の変更
3. 所定労働時間の短縮措置制度等の変更
4. 育児休職（小学校）の変更及び育児休暇（小学校）の新設
5. 保存休暇制度の変更
6. 育児看護休暇及び介護休暇の変更
7. 定年規程の条文の改訂
8. 職務手当の支給方法の一部見直し
9. 特許等補償金制度の変更
10. 被服類の定期貸与の見直し